
はじめに

■ 刑事訴訟判例史を学ぶ意義

法科大学院の学習に占める判例実務の比重については、次のような指摘がみられる（笠井治・前田雅英『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂、2012年）第3版はしがき）。

法科大学院の学習方法もほぼ確立してきている。その中心が、判例の具体的事実を素材に、理解力、判断力を高めることにある点は争いがないといってよい。法科大学院では、法学部教育以上に、細かな事実まできちんと理解し、整理して、法的問題点を示し、結論を分りやすい形で提示する能力が求められている。その能力を育成する訓練の教材として作成されるケースブックは、常に最新の判例を素材とし、現実に問題となっている事象に応じたものとなっていなければならない。

判例実務を学ぶことの重要性は誰しも異論のないところといえる。しかし、このような比重の高まりによって戦後刑事訴訟法ないし同判例の歴史的分析が促進されることになったかというと、残念ながら、答は否といわざるを得ない。これらの研究はますます脇に追いやられつつある。判例を金科玉条視する傾向が強まっているようにも見受けられる。

山口進・宮地ゆう『最高裁の暗闇——少数意見が時代を切り開く』（朝日新聞出版、2011年）は、次のように問いかけていている。そして、この「変化」に希望を見出そうとしている。

最高裁はここ十年間、さまざま「変化の兆し」を示し続けてきた。……法律を憲法違反とした判決は、最高裁が始まってから2010年までの63年間で8件出たが、そのうち3件がこの10年に集中している。しかも公職選挙法や国籍法など、国の仕組みの根本にかかる法律が対象となった。刑事裁判では、下級審の無期懲役の判断を「死刑が相当」と覆したり、逆に自ら無罪を言渡したり、法律問題だけではなく刑の重さや事実認定に踏み込んでいる。……最高裁はどのように変わったのか。それは何が原因なのか。「変化」を象徴するそれぞれの判決に至るまでには、どのような「見えざる闇い」があったのか。何が変わり何が変わっていないのか。変化をどう評価すべきなのか。変化はこれからも続くのか。（4-5頁）

私たちも、未来に希望を見出したいと思う。しかし、希望は単なる願望ではなく、

確かなものでなければならぬ。この確かな希望をどのように切り開いていくのか。

裁判員裁判制度の「生みの親」として、今次の刑事司法制度改革を牽引した現法務省特別顧問の松尾浩也によると、「精密司法」をもって日本の刑事手続の「岩盤」などと喩えられ、この「精密司法」について、次のように説かれている（同「刑事訴訟法の45年」学士会会報803号（1994年））。

日本の刑事手続については、「精密司法」の称がある。それは、綿密な取調べに始まり、慎重な起訴を経て、入念な判決に終わる。「事案の真相」を細部まで解明し、また量刑の資料も提供できること、起訴に無駄がなく高い有罪率を確保できること、盗聴、おとり捜査、司法取引などの「不純物」を含まないことがその長所であり、捜査が糺問的な色彩を帯びやすく、国際的な批判の対象にもなること、虚偽の自白など誤判の原因を生じた場合は正に関係者の多大の労力を要することがその短所である。……取調べの徹底、起訴の厳選という精密司法の特質は、四十五年の運用の凝縮体であるのみならず、萌芽的には江戸時代まで遡ってその形成が認められるものであって、一朝一夕にこれを変化させることはできない。かりに、刑事訴訟法を全面改正してみても、それは徒勞と混乱に終わるおそれがあり。

今次の刑事司法制度改革についても、松尾によると、現行刑事訴訟法の制定等をはじめとする戦後の刑事司法改革の延長線上にあるもの、いわば戦後改革をより実質化したもので、「『ガラパゴス的状況』からの脱却」ともいるべきものであると位置づけられた上で、更なる改革について、次のように説かれている（松尾浩也「刑事訴訟法の課題」ジュリスト増刊『刑事訴訟法の争点〔新版〕』（1991年）4頁以下、同「刑事訴訟法50年——総括の試み」現代刑事法1巻1号（1999年）34頁以下、同「刑事訴訟の課題」ジュリスト増刊『刑事訴訟法の争点〔第3版〕』（2002年）4頁以下、同「刑事裁判と国民参加」法曹時報60巻9号（2008年）1頁以下等を参照）。

現在の日本の刑事手続は、被疑者・被告人の防護権保障については弁護士会の努力等によりある程度の水準にある。しかし、捜査については、国際的にみて取り残された課題が少くない。たとえば、刑事免責ないし司法取引、おとり捜査、メイル傍受、体液採取、等々がそれである。これらの課題を実現することがさらなる改革の課題となる。戦後の刑事司法改革において、日本は、日本の伝統とアメリカ法とをうまく融合させた刑事手続を定めた。そして、刑事実務はこの融合をより確かなものにした。日本の洗練された法技術によって、西欧から受け入れた価値観を現実化する「洋魂和才」を実行した。この岩盤の上に、今次の刑事司法制度改革も実現された。刑事裁判への市民参加についても、日本の精神と国際的なものとの調和が図られた。国際的に取り残された課題である刑事免責ないし司法取引等の導入にあたっても、この調和が図られなければならない。

制定過程から見た現行刑事訴訟法の意義と問題点に詳しい渡辺咲子も、次のように結んでいる（同「制定過程から見た現行刑事訴訟法の意義と問題点」ジュリスト1370号（2009年）46頁）。

制定後50余年を経てその運用も安定し、大きな改正が順次行われ、施行60年を迎えた本年、裁判員制度の開始をもって現行刑事訴訟法はようやく1つの区切りを迎えることとなる。最近の一連の改正点は、國力回復を待つての全面改正において取り入れるべきであると考えられ一応の方向が示されていたものに沿っているといえるものであり、その解釈運用に当たっては、制定時の論議も十分に参考となろう。

このような松尾らの歴史認識は、日本国憲法の見地からみた場合、問題があるといわざるを得ない。といふのも、日本的な伝統とアメリカ法との融合による所産と位置づけられる戦後刑事司法改革の内実は、日本国憲法の精神に沿ったものではなく、むしろ反対に、戦時刑事司法体制を温存するものだったからである。戦後の刑事司法実務の流れも、日本国憲法と戦後刑事訴訟法との乖離を、日本国憲法の側からではなく、刑事訴訟法の側から埋めるものしかなかった。それは今次の刑事司法制度改革の場合も同様で、日本型刑事手続の「岩盤」を護るために市民参加でしかなかった。さらなる改革においても、警察留置場（いわゆる代用監獄）に被疑者を長期間、身柄拘束し、この身柄拘束状態を利用して、連日、長時間にわたる取調べを行い、「自白」を迫るという「人質司法」は依然として「岩盤」とされ続けているのである。

この点で興味深いのは、日弁連「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について（2000年7月25日）である。そこでは、次のように説かれているからである。

こうした当事者主義の日本の変容をどう理解するかによって、刑事司法改革のあり方も規定されることになる。擬似当事者主義をもたらした戦前から連続する捜査機関及び司法機関の意識を全面的に肯定し、それを日本固有の文化的基盤に由来すると把握するならば、我が国の刑事司法を支えている伝統的思想は父權的な国家による実体的真実の説明にあることになる。その結果は、憲法の刑事司法モデルが明らかに当事者主義の理念を掲げているにもかかわらず、憲法に適合する方向での改革をすべて否定する結論にならう。……現状を全面的に肯定しないまでも、実体的真実の追求を日本文化の不動の本質的部分とみなすならば、改革はそれと抵触しない限度での微調整にとどまることにならざるを得ない。日本の刑事司法の現状を「精密司法」として容認する立場は、この微調整を説く。しかし、果たして日本の特色とされている実体的真実主義は日本人の思想の不動の「岩盤」をなしているのであろうか。……可能な限り「真実」を追求しようとするのは我が国の国民にのみ固有の性向ではなく、いずれの国の国民においても見られる共通の性向である。しかし、当事者主義を採用した国においては、国家による実体的

真実の追求が時には深刻な人権侵害を引き起こす歴史的教訓に学んで適正手続による制約を刑事司法に取り込んだのである。

眞の市民参加を実現し、眞の刑事司法改革を実現するために、私たちは歴史から学び続けなければならない。「積極的実体的真実主義」および「擬似当事者主義（職権主義）」などによって支えられ、「精密司法」（精密な捜査、精密な起訴、精密な事実認定、高い有罪率など）と称される判例実務が、日本国憲法下であるにもかかわらず、どのようにして形成されたのか。そして、それがどうして今次の刑事司法制度改革においても「聖域」とされ続けたのか。これらの点についての批判的な検討がますます欠かせないものとなっている。

このような問題意識にもとづいて、戦後の刑事判例史（刑事訴訟法）をフォローしようということが本書を編んだ趣旨である。

■ なぜ長官ごとで区分するのか

一口に判例といつても、大法廷によるもの、小法廷によるもの外、下級審によるものもときには散見される。最高裁によるものと下級審によるものとの関係も多様である。下級審の判断が最高裁でも是認されることによって判例となったもの。あるいは、反対に、最高裁の判断に下級審が従つて判例となったもの。さらには、最高裁と下級審の長い対立の中で形成されたもの。多様な形態がみうけられる。そこで、本書では、捜査、公訴、公判、証拠、上訴などの各領域における判決・決定の動きを、大法廷、小法廷、下級審のそれに分けて、整理することにした。

もとより、判例の展開をよりよく理解するためには、その背景となった諸事情をあわせて考察することも必要不可欠である。それは、いわば戦後史の中に刑事判例を織り込んでいく作業だといってもよい。このような観点から、本書では、裁判所関係の動きと刑事法関係の動きとを必要な限りで収録することにした。しかし、それだけではなく、その時々の長官の名を冠して「〇〇コート」と呼ばれる各コートの特徴的な動きについても、簡単ではあるが、紙幅を割くことにした。最高裁の判決・決定を理解するためには、それを下した合議体を構成する裁判官の人的特性だけではなく、各コートの歴史的な役割という点にも焦点を当てることが必要だと考えられたからである。本書が戦後刑事判例（刑事訴訟法）の展開をコートごとに大別した理由も、この点に存する。

本書は、各コートの動きの叙述に先立って、長官のプロフィールにも触れることにした。たとえ長官の見解であっても法廷では少数説に属する場合も稀ではないところ

に最高裁大法廷、小法廷の判決・決定の特徴が存する。それにもかかわらず、長官のプロフィールに触れることにしたのは、どのようなキャリアの人物が最高裁長官に選ばれたのかということは、最高裁と日本国憲法との距離を測る上で極めて重要な兆表だと思われたからである。近時は、最高裁判事務総長、東京高裁（ときには大阪高裁などの）長官経験者が、最高裁判事を経て（場合によれば最高裁判事を経ることなく）、最高裁長官に就くことが恒例化している。「司法官僚」の頂点に位置するともいべき、そのような最高裁長官によって「刑事裁判への国民参加」が推進されていることを知ることができるのも、このプロフィールによるところが大きい。

■ 本書の読み方

そこで、本書を読む場合に留意していただきたいのは、判決・決定を、いわば点として静止状態においてではなく、いわば面および線として動的に読むということである。たとえば、これを、接見指定の合憲性等について判示した最大判平成11・3・24民集53-3-514（安藤・斎藤事件）を例にとると、この山口コートにおいては、接見交通に関しては、本大法廷判決のほかに、小法廷判決・決定もみられる。このうち、最決平成12・6・13民集54-5-1635は、初回接見は特に重要であるとした上で、この点に配慮を欠いた本件接見指定には国家賠償法上の違法があり、過失も認められたとした。また、最決平成13・2・7判時1737-148は、被告事件についてだけ弁護人に選任された者に対しても刑訴法39条3項の接見等の指定権を行使することができると判示した。いわば面として読んでいただきたいというのは、これらの最高裁判決・決定を一体として考察していただきたいということである。

他方、いわば線として読んでいただきたいというのは、接見交通に関する判決が現われるは何時頃からで、それが、その後、どのような展開を示し、本最大判平成11・3・24を経て、現在に至るのかということである。接見交通権の確保は弁護人にとって絶対に譲れない生命線だということから、国家賠償請求訴訟を通じて当該接見指定の不当性を争うという方法が弁護人によって開発されることになり、村上コート時代に、これについての下級審の判断が出始め、接見指定制度自体は合憲として認める代わりに、弁護人の意向にも配慮した運用を検察官に求めた神戸地判昭和50・5・30判時789-74なども登場し、接見実務の改善に大きな影響を与えることになった。その後、岡原コート時代には、接見を拒否した検査官の行為を違法とした原判決は法令の解釈適用を誤り、ひいては審理不尽の違法があるものといわざるをえず、破棄を免れないとした最判昭和53・7・10民集32-5-820（杉山事件）が出され、また、服部コート時代には、前掲・最決平成13・2・7の先駆けとなる最決昭和55・4・28刑集34-3-178が

出された。最高裁の態度が変化し始めるのは草場コート時代で、接見指定の方法については捜査機関の合理的な裁量に委ねられており、弁護人等に対する書面（いわゆる接見指定書）の交付による方法も許されるとしつつ、「その方法が著しく合理性を欠き、弁護人等と被疑者との迅速かつ円滑な接見交通が害される結果になるようなときは、それは違法なものとして許されない」として、本件指定方法を違法とした最判平成3・5・10民集45-5-919があらわれることになった。そして、山口コート時代の上記の最高裁判決・決定に至るわけである。本大法廷判決によって頂点を迎えることになった。しかし、その後も、最高裁及び下級審の判決・決定は続いている。町田コート時代には、接見を中断させたことについて「第一審原告の第一審被告大阪府に対する請求の一部を認容した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。」とした最判平成16・9・7判時1878-88の他方で、いわゆる面会接見という、法に規定のない新たな接見方法を創設した最決平成17・4・19民集59-3-563（定者事件）もでている。考えられないことが起きたことから、「特別な事情がある場合」として裁判官の国賠責任を認めた名古屋高判平成15・12・24LEX/DB28090659（民事）や、ビデオテープを再生しながらの接見を認めなかつた大阪拘置所職員の行為について、一部国賠を認容した大阪地判平成16・3・9判時1858-79もみられる。島田コート時代にも、面会接見においても検察官の立会いは特段の事情がない限り許されず、検察官らを立ち会わせない方途について具体的に検討することもないまま漫然とQ検事らを立ち会わせたP検事の行為は検察官の面会接見についての配慮義務に違反し、また、Q検事も上記特段の事情の存否を検討、確認することなく本件面会接見に立ち会ったことは上記配慮義務に違反するとして、原告からの国賠請求を一部容認した名古屋地判平成18・10・27判時1962-133と、この判決中、被告敗訴部分を取り消し、原告の請求を棄却した名古屋高判平成19・7・12TKC28132279がみられる。竹崎コート時代にも、「E検事は、刑訴法39条1項の趣旨を損なうような聴取を控えるべき注意義務に違反したといわざるを得ず、本件聴取行為は、国賠法上違法となるというべきである。」とした福岡高判平成23・7・1判時2127-9がみられる。

接見交通関係の判例の頂点に位置する最大判平成11年3月24日も、このような流れの中で考察していただきたいというのが、いわば線で理解していただきたいということの意味である。

ところで、本最大判平成11・3・24を下した山口コートで注目されるのは、後に詳述するように、山口長官も山口コートも、新自由主義的な観点からの「司法制度改革」の動きに追随しながらも、最高裁、とりわけ最高裁事務総局がこれまで長年にわたつ

て醸成してきた「独自の法文化」の温存を図ろうとし、この「独自の法文化」として、「司法運営に当っては、全国的に統一された制度のもとで、等質な司法サービスを提供し、等しく公平な裁判を実現するという点、そして、裁判における法論理及び事実認定についての精密さと紛争や事案の解明（真実の発見）のために裁判所が当事者の活動の不足を補う後見的役割を果たしている点」を挙げているということである。しかし、ここでいう「統一性と等質性」が中央集権的の司法官僚性による裁判官統制と裁判内容統制を、また、「後見的役割」が職権主義を意味することは改めて詳述するまでもなかろう。本最大判平成11・3・24も、このような最高裁による「独自の法文化」の温存の動きと関連づけて理解する必要があろう。この「独自の法文化」を象徴するような出来事が山口コート時代には起っている。1998年4月18日、仙台地裁の寺西判事補（当時）が組織的犯罪対策三法案に反対する東京集会に出席したということで、同年5月1日、仙台地裁が仙台高裁に対し寺西判事補の懲戒を申し立てたという、いわゆる寺西判事補懲戒処分問題である。

また、この山口コート時代の刑事法関係の動きとしては、組織犯罪対策三法（通信傍受法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、刑事訴訟法の改正）や少年法改正法の成立などが注目される。これによれば、治安強化が図られるなかで、官民が重罰化に走り、弁護活動に対する社会の目がますます厳しさを増す中での本最大判平成11・3・24だということがよく理解できるのではないか。

本最大判平成11・3・24で駆使される論理も看過し得ない。刑事手続に関する日本国憲法の諸規定は、関連する様々な法的利益を利益衡量した上で帰結されたものであり、それ故、国会による立法も司法による法解釈も、このような憲法上の利益衡量の枠組みを前提にして行われなければならない（芦部信喜編『憲法Ⅲ一人権(2)』（有斐閣、1981年）113-114頁等参照）。そして、憲法は、その99条で、「天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定している。憲法の下した利益衡量の枠組みを立法や判例によって変更すること、とりわけ被疑者・被告人に不利益に変更することは、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定する憲法98条1項に鑑み、許されない。とりわけ、裁判所は、日本国憲法によって「憲法の番人」とされており、憲法81条によって「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と規定されている。その司法が、法解釈によって憲法上の利益衡量の枠組みを変更することは司法の自殺行為といわざるを得ない。にもかかわらず、裁判所は、しばしば、このような変更を行ってきた。その最たるもの

の一つが本最大判平成11・3・24である。

このような形で本書を読んでいただければ幸いである。とりわけ、法曹の方には、そのことを強くお願いしたい。

■ 法曹・研究者・市民の場合

国連規約人権委員会の日本政府宛ての勧告（1998年11月19日）によれば、日本の裁判官及び検察官等の人権感覚については、次のように指摘され、勧告されている。

32. 委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。

裁判官に対しては、「憲法の番人」であるという原点に立ち返って、本書にみられるような戦後刑事判例についての憲法的観点からの厳しい第三者評価を踏まえた上で、刑事判例（刑事訴訟法）の「在るべき姿」を追求することを求めたい。

元検事総長によれば、「精密司法は臨界」（但木敬一『司法改革の時代—検事総長が語る検察40年』（中公新書、2009年）197頁）にあるとされる。それを象徴するかのように、調書捏造など、検察官の不祥事が相次いでいる。このような事態を受けて、法務大臣の指示で設けられた「検察の在り方検討会議」は、「検察の再生に向けて」（2011年3月31日）を法務大臣に提言している。重要なのは、「新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を開始する必要性」と題された次のような提言である。

本検討会議においては、我が国これまでの捜査・公判は取調べと供述調書に大きく依存する構造となっているところ、その背景として、従来の実務において、公判廷での供述の信用性が乏しいと判断されれば、捜査段階の供述調書が事実認定に用いられることが多かったなどの実態があり、そのため、検察官としては、公判廷での供述による立証に重きを置かず、捜査段階の供述調書の作成に注力することとなっていたとの指摘もあった。……また、我が国において捜査機関が取調べを重視せざるを得なかつた背景として、犯罪成立要件の主觀面等を自白によって立証する必要性が高く、特に特捜部が取り扱う汚職犯罪等においては、供述に頼る度合いが相対的に高かつたこと、背景的事情を含めた事実の詳細な解明を求める国民の期待もあって、一連の犯行の全容について詳細な事実認定がなされ、そのためには被告人や関係者の供述を必要としたこと、諸外国で認められているような他の強力な捜査手法の多くが認められていないことなどが影響しているとの指摘もなされた。……しかし、一般的の国民が裁判員として刑事裁判に参加

するようになったことなどを含め、検察、ひいては刑事司法を取り巻く環境は大きく変化した。人権意識や手続の透明性の要請が高まり、グローバル化、高度情報化や情報公開等が進む21世紀において、「密室」における追及的な取調べと供述調書に過度に依存した捜査・公判を続けることは、もはや、時代の流れとかい離したものと言わざるを得ず、今後、この枠組みの中で刑事司法における事実を解明することは一層困難なものとなり、刑事司法が国民の期待に応えられない事態をも招来しかねない。……そこで、今後、国民の安全・安心を守りつつ、えん罪を生まない捜査・公判を行っていくためには、抜本的・構造的な改革として、追及的な取調べによらずに供述や客観的証拠を収集できる仕組みを早急に整備し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判から脱却するよう、その在り方を改めていかなければならないものと考えられる。……本検討会議においては、このような新たな時代の捜査・公判への移行のため必要となるものとして、例えば、供述人に真実の供述をするインセンティブを与える仕組みや虚偽供述に対する制裁を設けてより的確に供述証拠を収集できるようになると、実体法の見直し、客観的な証拠をより広範に収集する仕組みを設けること、先端科学や心理学等の知見をも活用した捜査の「現代化」などが指摘された。他方、我が国の治安状況に照らして、バランスを失するような強力な捜査手法の導入には、国民の理解が得られないとの指摘もあった。……このような捜査・公判の在り方の検討は、基本法令の大幅な見直し等を伴うことが予想されるものであり、また、国民生活に影響する刑事司法全体の在り方に大きく関わるものであることから、広く国民の声を反映するとともに、関係機関を含めた専門家による立ち入った検討を行う必要があるものであるといえる。……そこで、直ちに、これら国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映しつつ十分な検討を行うことができる場を設け、具体的な検討を開始することを求める。

しかし、これで再生となるのであろうか。再生のためには、検察官自らが日本型刑事手続の「岩盤」にメスを入れるぐらいのことが必要ではないのか。検討の範囲が限定的で、メスの入れ方も不十分だと印象をぬぐえない。歴史的な観点が弱く、憲法的な議論が不足しているのではないか。

弁護士も例外ではない。司法制度改革問題に詳しい弁護士によれば、司法制度改革に対する日弁連の対応が、次のように総括されている（立松彰「司法改革通信を担当して」法と民主主義398号（2004年）52頁）。

政財界が強力に進めた今般の司法制度改革が弁護士の在り方や弁護士自治そのものを主要なターゲットにし、それらは大きな成果を上げた。」「ことに、司法制度改革の目玉とされる司法支援センター構想は、弁護士会としては重大な危機感、警戒感をもって対応しなければならなかつたはずである。しかし、日弁連は、司法支援センター構

想を日弁連が「総力を挙げて取り組んできた運動の成果」とまで評価し、……残念ながら危機感、警戒感は希薄である。

このように、司法制度改革によって官僚司法が弱体化に向かうどころか、むしろ強化が図られた。にもかかわらず、日弁連には危機感は希薄で、警戒感も少なかったといえる。その理由のかなりの部分は歴史認識の弱さ等に由来するものと思われる。弁護士においても、戦後刑事訴訟法史ないし同判例史を改めて振り返る作業が必要ではないか。

法曹のみならず、国民・市民の方にも、そのことをお願いしたい。裁判員制度が導入された結果、国民・市民は、刑事裁判に関して、もはや傍観者ではおられなくなつたからである。「国民は刑事裁判について、戦後ずっと、「偉い人に任せておけばいい」と思ってきた。だが最近では「そうではいけない」「人ごとではない」と考えるようになった。」（前掲・但木189頁）とされるが、問題は関わり方で、刑事判例についての理解を欠いたままでは、憲法違反に加担し、基本的人権尊重主義を国民・市民自らが窒息させることになりかねない。

学界も問題である。判例を無批判で受け入れる傾向が強まっているとの指摘もみられるからである。それは学界に求められる判例批評とは明らかに異なる。日本国憲法という「共通の尺度」に基づく客観的な、そして、歴史的な分析を踏まえた科学的な判例批評が指向されなければならないのではないか。

これらの課題にとって、本書がその一助になれば幸いである。